

# 全人代特集——主要政府機関の記者会見概要

## ～発改委、財政部、国資委、商務部、人民銀行～

中国投資銀行部  
中国調査室

メインピックス .....	3
全人代特集——主要政府機関の記者会見概要 .....	3
I. 国家発展改革委員会記者会見 .....	3
経済情勢全体の特徴 .....	3
外商投資と外資企業 .....	3
内需拡大 .....	4
経済体制改革 .....	4
インフラ投資 .....	4
消費促進 .....	5
養老サービスと保育サービス .....	5
グレーターベイエリア(粵港澳大湾区)計画 .....	5
一帯一路の成果 .....	6
社会信用システムの構築 .....	6
民営企業への支援政策 .....	6
II. 財政部記者会見 .....	6
減税・コスト削減の内容と重点 .....	6
財政収支の均衡化と財政支出の構造 .....	7
2.8%赤字比率の設定 .....	7
積極的な財政政策 .....	7
財政政策による中小企業への支援 .....	8
地方政府債務と地方特別債 .....	8
汚染の防止行動 .....	9
III. 商務部記者会見 .....	9
消費の動向と促進政策 .....	9
対外貿易の関連政策と見通し .....	10
中米貿易摩擦 .....	10
海南自由貿易試験区と自由港の建設 .....	10
「一帯一路」 .....	11
「外商投資法」 .....	11
対外投資 .....	11
RCEP や中日韓自由貿易区といった FTA .....	11
WTO の改革における中国の主張に .....	12
IV. 国有資産監督管理委員会記者会見 .....	12
国有企業の経営状況 .....	12
国有企業改革の進展状況と見通し .....	12
世界一流模範企業の建設 .....	13
企業管理から資本管理への転換 .....	13

「ゾンビ企業」の処置を代表とする国有企業改革の成果 .....	13
混合所有制改革 .....	13
V. 中国人民銀行記者会見 .....	13
2018年のPBOCの主な取り組み .....	13
2019年の金融政策の方向性 .....	14
人民元レートや中米協議の内容 .....	14
金融市場の対外開放 .....	15
小型・零細企業貸出の増加 .....	15
金利改革 .....	15
フィンテック .....	15
信用情報、格付 .....	16
中国国際収支が赤字化する可能性、為替管理への影響、より変動になる為替市場の管理 .....	16
債券市場のデフォルト増加 .....	16
<b>プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士 .....</b>	<b>18</b>
我が国の選択の解説及び対象租税協定国の既存条約への影響 BEPS7 .....	18
◆ 日本において 2019年1月1日から発効している BEPS 防止措置実施条約 (MLI:MuLtilateral-convention-to-Implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS)について、これから BEPS 行動計画 7(PE 認定の人為的回避における契約の分割)にかかわる内容を規定した第 4 章(第 12 条から第 15 条)について見ていきたいと思ひます。	
◆ BEPS とは日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの 2 国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応を目的とした国際的な取組みをいひます。	
◆ 行動計画 7 では、その中でも事業所得にかかわる課税権の判断の基準となる恒久的施設の概念について、租税回避防止の観点から修正を加えることを目的としていひます。	
<b>三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年3月) .....</b>	<b>22</b>

## メインピックス

### 全人代特集——主要政府機関の記者会見概要

#### I. 国家発展改革委員会記者会見

##### 経済情勢全体の特徴

- 安定面: 主要経済指標が安定推移、雇用が安定、貧困脱却が着実に進展、為替市場が安定、外貨準備が安定、物価が安定
- 前進面: ①鉄鋼、石炭過剰生産能力の削減が順調であり、2年間繰り上げて「十三・五」の過剰生産能力の削減目標を達成し関連産業の質と効率の向上を促進。②大規模な減税とコストの削減によって、中国のビジネス環境が顕著に改善された。世界銀行のビジネス環境ランキングでは、北京と上海を評価対象とした中国の順位は2017年の78位から46位まで上昇。
- 課題: 企業の資金調達が難しく、資金調達コストが高く、生産コストが高い

##### 外商投資と外資企業

2018年中国のFDI総額は1,350億米ドル(銀行、証券、保険分野を除く)に達し、前年比3%増加した。新設の外資企業数は70%近く増加した。2019年には、外資誘致と外資企業の関連措置は5つ予定される。

- ①. 外資参入のネガティブリスト: 外資独資経営が可能な業界範囲をさらに拡大する。現在、外資参入ネガティブリストの項目の削減はすでに開始されており、今年は去年より更なる項目削減を行い、自由貿易試験区で先行して実施する。
- ②. 奨励政策を強化: 今年、新たな「外商投資産業奨励目録」を発表する予定。奨励類に属する企業は輸入設備の免税優遇、工業用地の優遇政策を引き続き実施。西部地区における奨励類に属する企業に対する減税措置を継続して実施し、企業所得税の税率を15%とする。
- ③. 内国民待遇: 参入前と参入後の内国民待遇政策を推進。外資企業の参入前内国民待遇とは、参入ネガティブリスト以外の分野における外国企業のみを対象とする参入制限を撤廃し、参入基準の統一化を進めること。参入後の内国民待遇は、政府購入、業界基準の設定、産業政策、科学技術政策、資質許可、登録登記、上場・資金調達などの面で外資企業に国内企業と同様の待遇を与える。
- ④. 外商投資の利便性を向上: 現在、我々は関連部門や地方政府と一緒に、外商投資の備案手続きなどの分野において簡素化を促進している。目下では、瀋陽華晨 BMW、上海テスラー、惠州ビーイーエスエフ、惠州 CNOOCShell、西安サムソン半導体、嘉善ワークスリチウムなどの第2次重要外資プロジェクトが実施されており、第3次も打ち出される予定。新エネルギー産業、先端製造業及び石油化学、電子情報通信といった産業に重心を置き、産業用の土地・海域・エネルギーなどの面から支援策を実施。
- ⑤. 法に基づいて外資企業の権益を保護: 第十三回全国人民大会第2次会議で審議される予定の「外商投資法」草案は外商投資の促進と保護制度を明確化した。国家は法に基づいて外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を法に基づいて保護し、行政手段による技術移転の強要を禁止する。可決されてから、法を強力に執行する。

## 内需拡大

中国は巨大な国内市場を有しており、市場主体は1億1,000万以上に達し、そのうち、企業数は3,470万社以上に達する。具体的には、中国国内市場の成長性は以下4点があげられる。

- ①. 「三新」産業:新産業、新業態、新モデル(「三新」)が急速に発展。2015年から2017年まで、「三新」経済の付加価値増加値がGDPに占める割合は15.7%に達した。
- ②. 伝統産業(在来産業):伝統産業とくに伝統製造業の高度化はポテンシャルの大きい市場である。現在、一定規模以上の工業企業の総資産は110兆元を超過しており、インターネット技術を含む科学技術の進歩により、生産設備の高度化したことによる市場需要が大きい。
- ③. 新型都市化:2018年の常住人口ベース都市化率は59.6%に達した。都市化率が1ポイント上昇するに当たり、1,400万人が農村から都市へ移住する。都市の公共サービス施設の建設や日常生活の消費需要、バラック地区の再開発、老朽住宅の改造など、都市化による様々な需要が生まれてくると見られる。
- ④. 消費水準と消費能力の向上:養老産業は重点的に推進するサービス産業である。保育サービスに対する需要も大きい。現在、乗用車の保有台数は2億台を超過しており、冷蔵庫・テレビ・洗濯機といった家電製品の買い換え・普及による需要も大きい。

国内市場の成長を促進する政策・措置の策定を実施。国家発展改革委員会は中古車・中古家電のリサイクルを奨励し、リサイクル経済に注力する行動方案の策定に取り組んでいる。

## 経済体制改革

経済体制改革の重点は3つの分野に分けられる。①「定着化」。具体的には投融資体制改革の深化、価格改革の深化、市場撤退(破産)制度改革の推進、国有企業資産負債管理制度改革の推進という「2つの深化、2つの推進」がある。②「強化」。国有企業混合所有制改革、民営企業支援改革、財産権保護改革、企業家精神促進・保護の改革、ビジネス環境改善といった改革を強化。第4弾として100社以上の混合所有制パイロットを推進。全国の大都市・中級都市及び国家級新区でビジネス環境評価活動を全面的に推進。③「向上」。生産要素の市場化改革で生産要素の流動性を向上させ、イノベーション改革で産業チェーン水準を向上させ、サービス業改革でサービス供給の質を向上させる。④「スムーズ化」。市場参入制度改革、雇用・就業関連制度改革、金融体系の実体経済へのサービス機能の向上改革によって近代的市場体系の形成を加速。

民営企業が国有企業混合所有制改革への参入について4つの重点がある。①重点分野での混合所有制改革は民間資本の参入を奨励し、完全競争分野での混合所有制改革は民間資本が国有企業のマジョリティを取得することが可能。②混合所有制改革の質を向上させ、国有資本と民間資本の相互補完的な機能を発揮させる。③株主の權益を平等に保護。④社会資本の撤退制度を整える。

## インフラ投資

中国のインフラ投資において外商投資の割合は比較的小さい。政府投資の割合も低く、2018年の政府による投資がインフラ投資における割合は5%未満であった。政府の投資分野はインフラ施設、都市公共サービス施設、社会・民生に集中している。政府の持っている良質資産を活性化し、PPPなどの方法で新たな資金調達に繋がるのが望まれる。

政府による投資活動は建設中のプロジェクトに集中させ、新規プロジェクトに関しては目標の絞った投資を行わなければならない。「ばらまき」的な投資活動は行わない。産業政策による目標を絞った政策調整の目標は社会資本、おもに民間資本による投資を促進することにある。2018年、民間投資が固定資産投資全体に占

める割合は6割を維持しており、民間投資の35%は技術設備の更新投資、および製造業の新規投資となっている。

## 消費促進

2018年の消費の経済成長への寄与度は76.2%に達し、連続6年で経済成長の最大の牽引力となった。2018年の社会消費財小売総額の伸び率が前年より小幅低下したが、9%台を維持しており、決して低水準とは言えない。それに加え、現在の中国社会消費財小売総額の統計では、サービス消費の部分は計上されていない。また、中国消費構造のグレードアップが続いており、2018年における食品関連支出の消費支出に占める割合が28.4%であり、先進国並みの水準であった。同時に、サービス消費が消費支出に占める割合は50%近くまで上昇した。中国の消費規模が引き続き拡大していく傾向。

今年は消費の安定成長に対する促進政策は4つの分野に分けられる。

- ①. 消費促進政策を着実に実施。2019年1月、国家改革発展委員会と関連十部門が合同で「消費の安定成長、強大な国内市場形成の更なる促進に関する実施方案」では、自動車消費・家電消費・グリーン消費・情報通信消費・養老消費・体育行事などの面で一連の政策を打ち出した。
- ②. 住民の消費能力を向上。雇用の安定によって住民収入の増加を促進する。個人所得税の減税を引き続き実施する。住民の所得増加三年行動プラン策定に取り組み、所得再分配制度改革を深化。
- ③. 重点分野での消費を拡大。実物消費のグレードアップを促進し、中古自動車の買い換え、新エネルギー車の購入優遇政策を実施。「5G」の商用化を加速。旅行、体育保健、養老、保育サービス消費の促進、老朽住宅の改造や住宅賃貸市場の発展を加速。農村における物流システムを強化し、電子商・配達サービス・良質商品の農村進出を奨励。
- ④. 消費環境を改善。消費者権益の保護、消費分野の企業と個人信用評価システムの建設を強化。モバイル決済の普及とレベルアップ、オンラインとオフラインの融合発展を促進。

## 養老サービスと保育サービス

養老と保育の問題は社会民生の重要分野となっている。養老・保育産業関連の政策方向は以下3つに分けられる。

- ①. 養老・保育サービスの提供を増加。中央予算枠内の投資を拡大、社会資本の参入基準を緩和。これから3~5年間で一般養老ベッド数を100万床以上増加。一般幼稚園・保育園の割合を80%以上に増やす。
- ②. 養老・保育サービスの質を向上。養老・保育サービスの業界基準の規範化、監督管理の強化、人材の育成といった面に力を入れる。
- ③. 養老・保育サービス供給構造を改善。介護型養老ベッドの割合が50%以上にする。コミュニティにおける養老・保育サービス機構の発展を促進。

## グレーターベイエリア(粵港澳大湾区)計画

2019年、グレーターベイエリア関連の任務は以下の2つある。

- ①. 国際科学技術イノベーションセンターの建設をさらに加速。ハードウェア面において、1つ目は香港・深セン近くの地域の開発計画を加速。2つ目は横琴地域であり、珠海はマカオと密接に協力し、科学技術イノベーションセンターの建設を加速。同時に、広州、深センから香港、マカオまで、国際級の科学技術イノベーション回廊を構築。中国科学院が創設した香港創新研究院を支援。
- ②. 香港、マカオ住民が大陸への往來手続きの利便化措置を重点的に推進。特に、香港・マカオからグレー

ターバーエリアの大陸側における創業活動を奨励し、個人所得税優遇政策も実施予定。

## 一带一路の成果

- ①. 政策の交流:中国はすでに123か国・29国際組織と171項目の協力文書に署名。その中では、発展途上国、先進国、国際組織が含まれており、多くの先進国の企業や金融機関が中国と協力して第三国市場業務開拓に取り組んでいる。たとえば、中国とフランスはアジアやアフリカで、中国とシンガポールは東南アジアで、中国と日本はタイでの第三国市場の協力をすでに開始。
- ②. インフラネットワークの構築:2019年2月末までに、中欧班列(アジアと欧州を結ぶ鉄道ルート)の累計走行列車数は1万4,000本に達した。
- ③. 貿易・投資の自由化:過去5年間に、中国は「一带一路」沿線国家との貿易総額は6兆米ドルを超過。2018年、中国の「一带一路」沿線国家における直接投資は156億米ドルに達した。
- ④. 金融協力:2018年末までに、中国開発銀行、輸出入銀行が「一带一路」沿線国家向け貸出残高は約2,500億米ドルに達する。中国輸出入信用保険会社が「一带一路」沿線国家に累計で6,000億米ドル以上の保険を実行。国際通貨基金と能力建設センターを共同で設立
- ⑤. 民心交流:科学技術、教育、文化・旅行、グリーン発展、ODAといった面で成果を挙げた。

## 社会信用システムの構築

現在、中国のすべての企業と個人は統一かつ唯一の社会信用コードがつけられており、全国信用情報共有プラットフォームと企業信用情報開示システムはすでに構築されて活用されている。2018年に、信用報告の検索・利用回数は述べ20億件を超過。

## 民営企業への支援政策

民営企業は中国の経済成長を支える重要な構成部分である。簡単に言うと、民営経済の税収への寄与度は50%以上、GDPへの寄与度は60%以上、技術革新への寄与度は70%以上、都市部雇用への寄与度は80%以上、企業数への寄与度は90%以上となっている。

民営企業への支援策は3つの面から実施していく。

- ①. 大幅な減税・コスト削減政策を着実に推進。近く数年間で減税・コスト削減の規模は1兆元となったが、2019年の減税・コスト削減の目標を2兆元に設定。
- ②. 民営企業とくに中小・零細企業の資金調達難を解決。主な措置は流動性の提供と中長期貸出の提供である。
- ③. ビジネス環境をさらに改善。具体的には、行政手続きの簡素化、知的財産権の保護などが含まれる。

## II. 財政部記者会見

### 減税・コスト削減の内容と重点

2019年の減税・コスト削減政策においては減税の占める割合が7割となっている。減税行動に占める増値税税率の引き下げによる減税額の割合が最も高い。

- 減税:小型・零細企業に対する包括的減税政策や所得税減税改革がすでに実施されている中、今年の減税重点は増値税改革である。中国の増値税改革は2017年7月から何回かに分けて実施されてきた。

【図表1】増値税改革の進展

実施時間	税率段階			
	17%	13%	11%	6%
—	17%	13%	11%	6%
2017年7月1日	17%	11%	6%	
2018年5月1日	16%	10%	6%	
2019年(予定)	13%	9%	6%	
将来	—	—	→2段階に統合	

- コスト削減:都市部における養老保険料金の企業納付比率を16%まで引き下げることが可能。失業保険と労災保険の保険料率を段階的に引き下げる措置を引き続き実施。一部国有資本の繰り入れによって社会保険基金を充実させる。

### 財政収支の均衡化と財政支出の構造

財政収支の均衡化を維持するためには、政府の一般支出を厳格に制限する一方、重点分野における投資支出を増やす。重点分野の支出に関する詳細は以下となっている。

目的	項目	中央財政支出	前年同期比成長率
「三大課題」の克服	貧困扶助資金	1,261億元	18.9%
	大気・水・土壌汚染対策	600億元	35.9%
重点発展分野	科学技術革新・技術難関の突破	3,543億元	13.4%
	インフラ建設	5,776億元	7.4%
民生保障	就業補助金	538億元	14.9%
	職業教育水準向上プロジェクト特別資金	237億元	26.6%
	貧困扶助・救済金	1,467億元	5.1%
	都市保障性住宅プロジェクト特別資金	1,433億元	12.4%
地域間均衡発展	地域間均衡性移転支出	1兆5,600億元	10.9%
	県級基本財力保障体制補償金資金	2,709億元	10.0%
	貧困地区移転支出	2,489億元	14.7%

### 2.8%赤字比率の設定

2019年の赤字予算は2兆7,600億元で、赤字率は前年より0.2ポイント上昇の2.8%とする。積極的財政政策は、財政赤字比率の引き上げのほか、国有金融機関と中央企業から取得する利潤額の増加や、地方政府の資金・資産の活性化といった措置も含まれている。そのため、中国は赤字率を過度に引き上げる必要はない。

【図表2】赤字比率の推移

項目	2016年	2017年	2018年	2019年
赤字規模	2兆1,800億元	2兆3,800億元	2兆3,800億元	2兆7,600億元
赤字率	2.9%	2.9%	2.6%	2.8%

中国政府は債務資金の用途は人件費や事務費といった経常支出ではなく、有効な投資を行うことによって債務返済に有用な資産を形成することである。これは他の政府と異なる部分といえる。

### 積極的な財政政策

積極的な財政政策は「ばらまき」刺激や政府による一括的な管理を回避し、反循環的調整、市場化・法治化手段を活用。2019年の積極的財政政策を「加減乗除」に例えて説明する。

- ① 「乗法」:積極的財政政策の中で最も重要なのは、減税・コスト削減によって市場主体の活性化と個人消

費能力の向上を刺激することである。

- ②. 「加法」: 財政支出を大幅に増加。去年の財政支出規模は 22 兆元を超過したが、今年はさらにそれを拡大する予定。2019 年、中央一般公共予算支出は前年比 8.7% 増加の 11 兆 1,300 億元とする。このほか、地方政府特別債券の規模を大幅に増加し、前年比 8,000 億元増加の 2 兆 1,500 億元とする。
- ③. 「減法」: 政府の経常支出を厳格に制限する。一般支出を 5% 以上削減し、海外出張費・公務接待費・公用車経費をさらに 3% 前後削減し、休眠状態にある資金を回収する。
- ④. 「除法」: 体制上の障害を取り除き、財政体制改革を全面的に深化。予算管理を規範化する。財政資金の効率的な利用を促進。

### **財政政策による中小企業への支援**

財政面における中小企業への支援は以下 4 つの面から説明する。

- ①. 減税・コスト減。増値税率の引き下げのほかに、年始から、小型零細企業の認定基準の緩和、企業所得税税率の改革、増値税控除額の調整など、中小企業に対する優遇政策が打ち出されている。小型・零細企業の認定基準を緩和した。たとえば、以前の小型・零細企業の資産総額は 1,000 万元以下(工業企業は 5,000 万元以下)と規定されていたが、今回はすべての業種の認定基準を 5,000 万元以下とする。企業人数の認定基準を 80 人以下から 300 人以下へ、納税所得額の認定基準を 100 万元以下から 300 万元以下へ緩和する。1,798 万社の企業は調整範囲に含まれている。認定基準が調整されてから、企業所得税の優遇制度を強化することが重要である。企業所得税の税率に関して、納税所得が 100 万元以下の部分には 5%、100 万～300 万の部分には 10% の税率が適用され、標準税率の 15% を下回っている。それに加え、小規模納税者の増値税控除額を 3 万元から 10 万元へ引き上げる。同時に、6 項目の地方税の半減を地方政府に呼びかけている。これらの措置はすべて 2019 年 1 月 1 日から実施された。
- ②. 中小企業の資金調達難と資金コスト高の問題を解決。中でも、特に資金調達難を優先して解決すべきである。そのための財政面での施策は以下となっている。①創業担保貸出利子補てんに対して 100 億元の資金を提供。また、農民による創業も対象とする。②貸出限度額を引き上げる。個人創業向けの担保貸出の限度額を 10 万元から 15 万元へ引き上げ、小型・零細企業の創業担保貸出の限度額を 200 万元から 300 万元へ引き上げたうえで、利子補てんを行う。③貸出申請の条件や担保貸出利息補てんの条件を緩和し、金融機関による小型・零細企業向け貸出を奨励。④国家融資担保基金が設立されており、省級の融資担保機関に向けて再担保を行う(再担保レートは 0.5% 以下)。
- ③. 政府購買政策によって中小企業の発展を支援。政府部門の購入予算における中小企業向けの割合が最低 30% にする。また、政府購買の競争に参入する小型・零細企業に対して価格優遇政策を実施。最後に、政府は前払金銀行信用状制度の構築に取り組む予定である。
- ④. 中小企業によるイノベーション・創業に対する資金提供を継続して行う。

### **地方政府債務と地方特別債**

- 2018 年末には、中国地方政府債務残高は 18 兆 3,900 億元、債務残高対総合財力の比率は 76.6% になっており、国際共通の警戒線である 100%～120% を下回っている。地方政府の債務残高と中央政府債務残高を合わせた全国政府債務残高は 33 兆 3,500 億元であり、政府債務対 GDP の比率(負債率)は 37% になっており、EU が採用する警戒ラインである 60% をはるかに下回った。2018 年の全国政府債務上限額は 36 兆 6,900 億元とされ、実際の債務残高は上限以下であった。
- 但し、一部の地方政府が法定限度額を超えて融資プラットフォーム経由で違法な資金調達を行う現象はあ

る。いわゆる政府の「隠れ債務」問題が依然として存在する。現段階では、新たな隠れ債務の形成を防止するために、厳格な取り締まり措置を実施する一方、既存の隠れ債務を妥当に処置するように取り組んでいる。

- これから、地方政府債務リスクを防止するために、以下 5 つの面で施策を推進する。①政府による違法な資金調達を禁止。政府投資基金、PPP、政府購買サービスを名目にした政府債務の形成を厳格に禁止。返還金となる安定的な経営収入や合法的な抵当物がないプロジェクトに対する融資は禁止されている。②既存の債務を適切に処置。市場化・法治化した債務不履行の処置体制を構築し、債権者と債務者が共同でリスクを分担することを実現。③地方政府融資プラットフォームのモデル転換を推進。地方政府融資プラットフォームの新設を禁止。既存のプラットフォームを分類して市場化モデル転換を推進し、地方政府の資金調達業務を融資プラットフォーム会社から分離させる。地方債務の管理は予算法に基づいて行うべきである。④地方政府債務の関連責任者に対する監督管理を強化。
- 2019年の地方特別債券の発行は3つの特徴がある。①地方特別債券の発行時期は例年より早い。地方特別債券の発行は5月とする慣行はあったが、今年は1月からすでに発行し始めていた。2月末までに、全国地方政府の新規特別債券累計発行額は3,078億元に達した。②地方特別債券の利回りが低くなる。1月の新規発行の特別債券平均金利は2018年の年間平均金利より55bp前後低下した。③地方特別債券の償還期間が長くなる。2019年1月の新規地方特別債券の平均償還期間は7年であり、2018年より1年間延長した。
- 地方特別債券の用途は主に3つの分野に集中している。①「三大課題」の克服。特に、極度貧困地区における貧困脱却プロジェクトへの支援と汚染対策プロジェクトが重点である。②重要発展戦略の支援。たとえば、バラック地区の改造、鉄道・道路などの交通インフラ、水利施設、農村振興といった公益性プロジェクトの建設が挙げられる。

### 汚染の防止行動

- 2018年、中央財政による大気汚染防止の特別資金は200億元に達し、2013年の4倍であった。2019年の大気汚染対策資金は250億元までさらに増加した。大気汚染防止行動の重点地域は北京・天津・河北であるが、都市ベースで見ると、最初のパイロット地域であった13都市から35都市まで拡大している。その他、財政部は特別資金で、新エネルギーの開発・利用、省エネ・汚染排出の削減、新エネルギー車の普及・応用を支援することによって大気汚染問題の解決を図る。また、環境監視測定体制の改革、汚染排出権の有償利用と取引制度、政府購買のグリーン化などの施策も引き続き推進。
- 水汚染対策、土壌汚染対策における中央財政支出は350億元とする。

## Ⅲ. 商務部記者会見

### 消費の動向と促進政策

消費促進における商務部の施策は以下3つの点が挙げられる。

- ①. 都市消費の促進。具体的には、ショッピングセンター・商店街の改造とレベルアップの推進、コンビニエンスストアの普及とコンビニブランドの設立・フランチャイズ経営の奨励。
- ②. 農村消費の促進。農産物の都市部への販売を促し、農民所得を増加させる。工業製品の農村への販売を促進。農村における電子商の発展を促進。
- ③. サービス消費の促進、サービス供給のグレードアップ。文化、旅行、体育などにおける消費を引き続き発展させる。同時に、養老、家政といったサービス供給が不足している分野に対して改善策を実施す

る。

### **対外貿易の関連政策と見通し**

国際貿易の複雑な情勢が続いている中、中国の対外貿易は良好な成果を上げた。2018年、中国輸出入総額は4兆6,200億米ドルに達し、歴史上過去最高値を記録。ハイテク製品の輸出が輸出全体に占める割合が30%となった。

2019年の貿易に関して、政府行動報告で提出された「安定を保ちつつ質を向上させる」目標を達成するために、以下3つの施策を実施する。

- ①. 貿易規模の安定化。輸出信用保険、貸出、通商便利化などの政策を着実に実施。対外貿易の経営主体(国有企業、外資企業、民営企業)のビジネス環境を改善させる。主力となる民営企業による輸出額の割合が48%に上がり、輸出品の質も顕著に向上する。「一帯一路」における国際協力を強化し、既存市場を固めるのと同時に、新興市場での市場開拓に注力する。2018年、新興国家市場との輸出入額は全体の57.7%を占めるようになった。
- ②. 貿易の質の向上。ハイテク・高付加価値輸出品の割合を上昇させる。輸入規模を積極的に拡大し、輸入品の構造をグレードアップさせる。
- ③. 駆動力の転換。企業の技術上・制度上・ガバナンス上の革新を奨励し、国際市場での競争力を向上させる。

### **中米貿易摩擦**

米国側の統計によると、2018年、米国の輸出総額は7%以上増加した中、中国向け輸出は7%減少した。中国の統計では、2019年1~2月で、中米貿易輸出入総額は前年同期比19.9%低下した。中国に対しても米国に対しても、貿易摩擦による相互追加関税政策のダメージは大きく、世界経済にもマイナス影響を及ぼしている。

2018年12月から2019年2月末まで、中米両国は通商交渉を重ね、重要な問題においてはすでに実質的な進展を得ている。現在、両国の経済貿易代表団は交渉を継続的に推進しており、両方が納得できる協議にたどり着き、相互の追加関税を全面的に取り消す方向に向けて努力している最中である。

貿易協議の実施体制について言えることは、すべての実施体制は双方向的・公平的・平等的でなければならない。中米貿易交渉の見通しについて前向きと見られる。

### **海南自由貿易試験区と自由港の建設**

海南自由貿易試験区について、2018年10月、海南自由貿易試験区の全体方案が可決され、この方案の特徴は以下3つある。①島全体を開放。海南島の面積は3万5,400平方キロメートルに達し、中国での最大の自由貿易試験区である。②自由貿易試験区と行政区画は一致しており、省内の資源を包括的に活用し、改革を順調に推進。③多元化したパイロットプロジェクトを実施。

現段階では、海南の種子業と金融分野の対外開放は進んでおり、旅行目的のビザ免除国は33か国新規増加した。2018年の海南の貿易総額は前年比21%増加し、外商直接投資は113%増加した。これからの施策重点は、国際海運・旅行・専門サービスなどの分野の対外開放をさらに拡大し、医療健康・国際展示会などの産業の発展を加速し、貿易・投資の利便性・政府監督管理において海南自由貿易試験区に更なる裁量権を与える。自由港の建設に関する政策や制度体系に対する模索も始めている。

## 「一帯一路」

発展途上国が経済成長発展の過程で大量な資金を必要としている。アジア開発銀行のレポートは、2030年までに、アジア地域における年間インフラ投資は1兆7,000億米ドルが必要とされるが、目下では、その半分しか満たされていないと指摘している。アフリカ開発銀行は、アフリカの年間インフラ投資額は1,300~1,700億元が必要とされるが、現在では三分の一しか満たされていないと指摘。

「一帯一路」の建設で商務部の施策には5つの重点分野がある。①産業投資、インフラ建設投資に集中して、ウインウインのプロジェクトの建設に注力。②海外経済貿易合作区の建設を促進。③国際輸入博覧会のような大規模な展覧会の開催を通じて投資誘致を促進。④「シルクロード電子商」の発展を加速。⑤自由貿易区の建設を推進。

## 「外商投資法」

全国人民大会で審議されている「外商投資法」は以下の3つの面で中国の投資環境の改善につながると見られる。

- ① 「外商投資法」は外資に対する全面的な「参入前国民待遇+参入ネガティブリスト」モデルを確立。現在の外資参入ネガティブリストで審査・批准が必要とされる項目或いは参入禁止項目は48件であり、ネガティブリスト以外の外国企業は参入する際、国内企業と同一待遇になる。
- ② 「外商投資法」は外資企業が中国市場での業務展開に公平競争環境を確保。今後、政府購買、商品・サービス基準、業界基準の制定といった分野で、外資企業に国内企業と同様な待遇を与える。
- ③ 「外商投資法」には外資企業の知的財産権の保護をさらに強化し、政府による技術移転の強要を断固に禁止するといった項目が含まれる。また、外資企業による利益の本国送金や業務撤退に際し、為替の自由取引も法律に保障されることになる。

## 対外投資

2018年、中国の対外直接投資額は1,300億米ドルに達した。2015年、2016年には、一部の中国企業による海外サッカークラブやホテルへの投資が顕著に増えたことに対して一定の規制措置を実施した結果、製造業の対外投資の割合が上昇し続けている。中国企業が海外で170万以上の雇用機会を創出し、税収貢献は400億米ドル近くに達した。

対外投資の関連措置は以下3つの分野に分けられる。①海外(特に「一帯一路」沿線国家)において経済貿易合作区を代表とする対外投資のプラットフォームの構築を加速。②中国企業の国際化運営能力を向上させる。③対外投資のリスク防止を強化。現在では、170か国・地域の投資ガイドを出しており、各国の投資政策・投資環境・投資リスクに関する内容を定期的に更新している。

## RCEP や中日韓自由貿易区といった FTA

中国はRCEPの早期成立と中日韓自由貿易区の加速に向けて前向きに取り組んでいる。

RCEPの16構成メンバーの人口は世界の48%を占めており、貿易総額が世界全体の30%前後占めている。2018年11月にシンガポールで開催されたRCEPサミットで打ち出された共同声明は関連交渉がすでに最終段階に入ったと読み取れる。2019年7月、中国はRCEPの構成メンバーを招いて技術交渉会議を開催する予定であり、この会議の参加者は700人以上となっており、協議内容は貨物貿易、サービス貿易、投資という三大分野の参入基準とされる。規則に関して15章はあるが、そのうち、7章に対する協議はすでに完成されている。

中日韓国自由貿易区について、中日韓は貿易・サービス・投資といった三大分野における参入基準がRCEP

以上に設定するという共同認識を得ている。2018年、三国は2回の協議会を開催したが、今年の協議会は日本で開催される予定。

### **WTO の改革における中国の主張に**

中国は WTO 改革の「3つの原則」と「5つの主張」を打ち出している。

「3つの原則」:①多角貿易体制を維持。最恵国待遇と国民待遇を維持し、貿易活動への制限を禁止。②発展途上国メンバーの利益を保障。③構成メンバーの協議による政策体制を堅持し、大国による独断的な行為を防止。

「5つの主張」:①多角貿易体制の権威的位置づけを維持。②上訴機構構成メンバーの選定など重要問題の解決を優先。③時代の変化に合わせて貿易規則を改正(たとえば、電子商務や投資利便化)。④発展途上国メンバーに対する特別な待遇を保証。⑤構成メンバーの独自の発展モデルを尊重。

## **IV. 国有資産監督管理委員会記者会見**

### **国有企業の経営状況**

- ▶ 生産インフラの発展状況を見ると、2018年、石油の販売量、天然ガスの消費量、航空運輸総量は前年同期比4.4%、12.2%、9.2%とそれぞれ増加。発電量と電力販売量は前年同期より9%以上増加。
- ▶ 営業利益の状況を見ると、2018年、中央国有企業の売上は29兆1,000億元に達し、純利益は前年同期比15.7%増加の1兆2,000万元を実現。また、百元当たり利益率、販売利益率は前年よりともに上昇。
- ▶ 2018年の国有企業の平均負債率は前年より0.6ポイント低下。2018年に実施された通信料金と電力料金の引き下げによって、社会に対して2,800億元の負担を軽減した。

### **国有企業改革の進展状況と見通し**

- ▶ 2018年の国有企業改革の進展状況について以下の4点が挙げられる。
  - ① 国有企業の法人制度改革は全面的に完成。83社の中央国有企業、1万5,036社の中央国有企業の子会社はすべて規範的な董事会を設立した。省級国资委についても、90%以上の企業が規範的な董事会を設立した。また、専門経営者制度、中長期奨励体制のパイロット事業も順調に進行。
  - ② 国有企業の構造調整の成果は顕著である。2018年、中国核工業集团有限公司と中国核工業建設集团有限公司、武漢郵電科学研究所と電信科学技術第一研究所の2件の合併・再編を完成した。同時に、中央国有企業では、傘下の法人企業を1万2,829社削減し、削減比率は24.6%に達しており、歴史上最高の比率となった。
  - ③ 混合所有制改革は順調に推進。中央企業資産の65%、営業収入の61%、利益総額の源泉の88%は上場会社によるものである。2018年、中央と地方の国有企業のうち2,880社が混合所有制改革を行った。
  - ④ 国有企業における公的サービス事業の分離も顕著な成果を得た。2018年に、689か所の消防機関、1,744か所の教育機関に対して国有企業から離脱させた。
- ▶ 2019年の国有企業改革の重点内容は以下の5点である。
  - ① 国有資本の経営権譲渡に注力し、資本管理への転換を加速する。
  - ② 国有資本運営公司、国有投資運営公司のパイロット事業を推進する。
  - ③ 混合所有制改革と株主の多元化を推進する。
  - ④ 董事会の建設と経営者任期制の契約化を推進する。
  - ⑤ 奨励体制の構築を強化する。

## **世界一流模範企業の建設**

2019年1月、国資委は世界一流模範企業プロジェクトの対象として航天科技、中国石油、国家电网が含まれる10社企業を公表した。世界一流企業として、これらの模範企業の発展目標は以下3つがある。①世界で各業界の技術発展においてパイオニア的存在になる。②経営規模よりも質と効率面においてもリーダーになる。企業の純資産収益率、営業収入利益率、研究開発費用、付加価値増加といった質に関わる指標を重視。③社会責任履行といった分野における発展新理念の実行で先頭に立つ。

## **企業管理から資本管理への転換**

国資委の企業管理から資本管理への転換の中心内容は、国資委が出資者として国有資本に対して責任を負い、国有資本の構成・運営・収益に集中すべきである。一方、具体的な経営は企業自身が法に基づいて行う。むしろ、国資委は監督管理部門として国有資本の流失を防止する義務がある。

2019年には、次の3点で企業管理から資本管理への転換を進める。①管理権委譲を強化。国資委の2019年の管理権委譲リストを発表する予定。②職能の関連内容をさらに改正。③監督管理方式を継続的に改善。国有資本・国有企業オンライン監督管理システムを通じて監督管理方式の情報化・スマートを実現。

## **「ゾンビ企業」の処置を代表とする国有企業改革の成果**

- ①. 国有企業のコスト削減と効率上昇効果は顕著である。経常管理費用とその他の支出を大幅に減少し、工業企業の総費用経営利益率は0.4ポイント上昇した。
- ②. 「ゾンビ企業」と経営困難企業に対する処置は基本的に完成。1,900社以上の「ゾンビ企業」と経営困難企業に対して有効に処置或いは撤退を実現。
- ③. 過剰生産能力の年間目標は完成。2018年、中央国有企業は石炭過剰生産能力1,260万トンを解消し、老朽火力発電設備670万キロワットを淘汰。国家能源集団、華潤集団、中国誠通持株会社、中国中煤能源集団、中国国新持株会社といった5社は特別基金を共同設立して、石炭業界の市場化改革を行う。
- ④. 国有法人数の削減を持続的に推進。2018年末までに、中央企業法人数は累計で24.6%削減した。中央企業本部の管理職は大幅に減少。
- ⑤. 非主要業務の分離を順調に推進。「供水、供电、暖房供給及び不動産管理サービス」、物件管理サービス、教育・医療機関の分離改革は90%以上完成。

## **混合所有制改革**

国有企業を分類してから混合所有制改革を行う。商業類国有企業、国有資本投資公司、国有資本運営公司といった企業の混合所有制改革を強化。また、重点分野における混合所有制改革を拡大し、第4弾として100社以上の対象企業を公表する予定。

参入者とする民営企業の利益を保護するとともに、国有資産の流失を防止し、国有資産価値を高める。

## **V. 中国人民銀行記者会見**

### **2018年のPBOCの主な取り組み**

2018年の経済情勢は米国利上げ・中米貿易摩擦、経済循環的構造問題、地方政府債務リスク、金融監督管理の強化による流動性逼迫などの複数の要因により、小型・零細企業や民営企業の資金調達難が拡大し、経済成長の下押し圧力が大きくなっている。この状況下では、PBOCは金融市場運営において以下のように

取り組んできた。

- ①. 預金準備率の引き下げ、5回で合計3.5ポイント引き下げた。
- ②. 金利の引き下げを誘導。2019年2月末の10年期国債収益率は年初より70bp低下、貸出金利も低下した。
- ③. 金融政策の波及経路のスムーズ化。中小企業金融支援の「三本の矢」(貸出、債券融資、株式融資)を強化した。
- ④. 内外バランスを維持。人民元の安定と国際収支の均衡を維持、外貨準備残高を3兆米ドル以上に維持した。
- ⑤. マクロレバレッジ比率を効果的に安定させた。2018年末の同比率は249.4%、2017年末対比で1.5ポイント低下した。

### **2019年の金融政策の方向性**

2018年に比較して政府活動報告における金融政策について「中性」の表現がなくなるが、「穏健な金融政策」の中身が変わらない。

- ①. 量においては、引き締めと緩和の度合いを適正に調整する。すなわち、M2と社会融資規模の増加率を名目GDPの成長率とのバランスを維持する。
- ②. 構造的には、零細企業と民間企業への支持を強化する。
- ③. また、内外のバランスを図る。金融政策を考えると、国内の経済情勢を中心とすると同時に、世界経済における中国の位置づけ、そして外向型経済にも配慮を払う必要がある。

### **人民元レートや中米協議の内容**

➤ 中米が通商協議において以下のことについて意見交換した。

- ①. お互いに金融政策の独立性を尊重。
- ②. 為替レートの市場化ルールを堅持。
- ③. 競争的切り下げ、為替レートを競争手段に使わないなどのコミットを守る。
- ④. データや情報の透明度向上。

中国の資本市場の開放、金融市場開放の方向性は明白である。①一般国民が留学・旅行のための為替取得が便利になりつつある。②企業による貿易取引では、国際決済の効率が向上している。③投資面では、FDIとODIの利便性も高くなっている。④国内金融市場における外資の参入基準を緩和しつつある。⑤デリバティブ商品やヘッジ取引の関連体制の構築も推進されている。これらの分野においては中米間の共通認識が深まっていくと見られる。

➤ 人民元レートの形成メカニズムの市場化

- ①. 人民元レート決定における市場化のウェイトが上昇、市場化への方向を堅持。
- ②. PBOCは人民元に対する日常的な介入を基本的に行わない。
- ③. 金融政策を考える際、量と価格を中心的に考察しており、人民元レートが中心要因ではない。預金準備率や金利の調整は国内の経済情勢と予測をみて行う。
- ④. 我々は人民元レートを競争、輸出促進、貿易摩擦の道具とすることは決してないと約束する。
- ⑤. 2018年の人民元変動率は4.2%、ユーロの7%、ボンドの8%と比較すると低く、人民元レートが安定推移。

- ⑥. 長年の市場化改革を通じて、企業と個人は人民元の変動に慣れるようになり、ヘッジ手段も多様化、便利化、コストも低下。
- ⑦. 見通し: 人民元は市場決定メカニズムのもとで、魅力的で自由交換の通貨になるだろう。中国の企業も個人も世界の投資家も人民元をより信頼するようになるだろう。

### **金融市場の対外開放**

2018年4月に開催されたボアオ・アジアフォーラムでは、金融市場の外資参入規制緩和のスケジュールが明らかにされた。現在では、当時決めた措置の大半はすでに実施された。例えば、S&P は中国信用情報市場への参入が許可され、アメリカン・エクスプレスのカード決済業務の免許を取得した。中国の金融市場対外開放のペースは中国改革開放の進展と関連しており、貿易摩擦からの影響は比較的小さい。

### **小型・零細企業貸出の増加**

小型・零細企業の資金調達難とファイナンスコストが高い問題は広く注目されている。この問題を解決するために、以下の措置が実施されている。

- ①. 金融政策: 反循環的調整を行い、預金準備率を引き下げて小型・零細企業向けの金融業務を支援。
- ②. 監督管理: 金融監督管理機構が考査・評価体制を強化。
- ③. 財政政策: 財政部による小型・零細企業、民営企業向けの税収面の奨励政策。
- ④. 資本市場: PBOC が民営企業債券融資支援ファシリティーを実施。

### **金利改革**

- リスクフリー金利を引き下げつつある。7日物レポ金利は過去1年に顕著に低下。10年期国債金利も70bp 低下(4%→3.15%)。リスクフリー金利の低下は名目金利の引き下げにはつながる。
- 政府活動報告で「実際金利水準の引き下げ」というのは、零細企業、民間企業が実感したファイナンスコストの高さの問題を指す。昨年は零細企業向けの貸出が大幅に増加したが、1千万元以下の零細企業貸出の中、不良債権比率は6.2%と高い水準になっており、およそ10兆元の不良債権があると見られる。この高い不良債権比率はリスクプレミアムとして金利に反映したわけである。この高いリスクプレミアムを低減させるには二つのルートがある。一つは金利の市場化(金利決定過程における独占的要因を排除)、もう一つは供給側構造的改革(情報透明化、破産制度整備、行政費用低減)である。
- 今後、徐々に、預金準備率を大型銀行、中型銀行、小型銀行の3段階に区分する。預金準備率の国際比較をすると、中国の加重した預金準備率は11%、超過預金準備率は1%で、合計の総準備金率は12%となり、先進国並みの水準となっている。ちなみに、日本の合計の総準備金率は20%強であり、中国よりは高い。

### **フィンテック**

- 2018年末、北京、上海、広東などの10省・直轄市で以下の4分野においてフィンテックの応用化パイロットを実施開始。
  - ①. 応用化促進。民営・小型零細企業の資金調達難を解決するための助力になる。AI、モビリティインターネット技術で貸出フロー、顧客評価モデルを最適化するという対策案によって、銀行と企業間の情報非対称性、リスク識別正確性の不足、ファイナンスコストが高いといった課題を解決する。
  - ②. 最上層の情報インフラ整備。人工知能、API といった技術によって、金融と民生分野の情報システムの融合を促進。

③. データ資源の運用により、金融資源配置の効率化を工夫。

④. 監督管理におけるフィンテックの利用。

➤ モバイル決済について

PBOC は商業銀行、中国銀聯と協力し、2017 年よりモバイル決済利便化プロジェクトを推進した。2018 年、この利便化プロジェクトの実施範囲を全国の 100 都市まで拡大した。具体的には、銀行業共通のアプリケーション「雲閃付」が実用化され、モバイル決済商品の利用シチュエーションは大幅に多元化し、バス・地下鉄・惣菜市場・スーパーマーケットなどにおけるモバイル決済の利用規模が大幅に上昇。2018 年、商業銀行によるモバイル決済業務回数は前年比 61.2% 増加の 605 億 3,000 万回で、取引金額は 36.7% 増加の 277 兆 4,000 億元に達した。また、香港とマカオ向けの「雲閃付」もローンチされた。

2019 年、モバイル決済サービスを引き続き改善していく。① 便利化プロジェクトの実施範囲を 100 模範都市から全国まで拡大する。それと同時に、粵港澳大湾区における越境決済業務の便利化を継続的に推進する。

② モバイル決済の日常生活での応用範囲を引き続き拡大。特に、交通分野でのモバイル決済の応用を加速。

③ モバイル決済サービスのイノベーションを積極的に推進すると同時に、監督管理の強化とリスク管理も強化する。

### **信用情報、格付**

信用情報と格付け業界の構築は政府と市場両方で実施していく。

①. 政府面では、「人民銀行徴信中心」につながった金融機関数は 3,500 社以上、9 億 9,000 万人の個人信用情報、2,600 余万社の企業信用情報が登録されている。現在、このシステムにおける日間検索回数はいずれも個人情報 555 万回、企業情報 30 万回となっている。

②. 市場面では、信用情報サービス機構は 125 社、格付け機構は 97 社。その 8 割以上は民間企業である。2017 年に中国初の個人信用情報サービス会社「百行徴信」の設立を承認。1 年間で 600 社以上の機構が保有する個人信用情報を登録した。2018 年 1 月から、「百行徴信」が個人信用報告を含めた 3 項の信用情報サービス業務を開始。

### **中国国際収支が赤字化する可能性、為替管理への影響、より変動になる為替市場の管理**

➤ 国際収支構造の変化をみると、より長い期間でみるべきである。過去 10 年で、経済収支黒字の対 GDP 比は 2007 年の 9.9% から 2018 年の 0.4% 前後へ低下したことから、中国の経常収支は均衡化し続けていることが分かる

➤ 国際収支の見通しをみると、貿易面では、基本的な均衡が維持できる。貨物貿易が依然として強い競争力を有する。サービス貿易赤字も縮小。投資面では、資本収支の中で、直接投資は産業のグレードアップ、サービス業の開放拡大により投資の流入余地ある。証券投資はまだ開放の早期段階にあり、今後海外投資者の割合が必ず増加していく（現在では、株式市場の海外投資者は 2.7%、債券市場の同割合は 2.3%）。

➤ 金融市場の開放に伴い、クロスボーダーリスクも高まることから、モニタリングを強化する必要がある。

### **債券市場のデフォルト増加**

➤ 2018 年末時点で、中国の債券市場残高 86 兆円で、債券残高規模でみると世界の第 3 位となっている。昨年末時点で、公司信用類債券の社会融資規模に占める割合が 13% であり、貸出に次ぐ 2 番目の企業融手段となった。

➤ 2018 年の債券市場でのデフォルトは確かに増加しているが、業界分布や地域分布から見れば、デフォルト

企業の種類は分散的で、全体のデフォルト比率も高くはない。2018 年末の債券市場デフォルト比率は 0.79%であり、ムーディーズが発表した世界のデフォルト水準は 1.12%-1.15%と比べると低水準になっている。

- 以前、中国の債券市場に存在した 100%履行保証問題はよく叩かれていた。現在、債券デフォルトが増加する一方、従来の 100%履行保証を打ち破り、市場のゆがみを是正し、投資カルチャーの正常化、価格の正常化に有利である。
- 債券市場のリスク管理が 2019年 PBOC の重点工作の一つ。債券市場デフォルトの規模に対する管理を慎重に行い、債券デフォルトの処理体制を完備させる。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部  
于瑛琪

# プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

## 我が国の選択の解説及び対象租税協定国の既存条約への影響 BEPS7

逐条解説 BEPS 防止措置実施条約

### 第4章 PE 認定の回避(Avoidance of Permanent Establishment Status)

日本において 2019 年 1 月 1 日から発効している BEPS 防止措置実施条約 (MLI:MuLtilateral-convention-to-Implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS)について、これから BEPS 行動計画 7(PE 認定の人為的回避における契約の分割)にかかわる内容を規定した第 4 章(第 12 条から第 15 条)について見ていきたいと思ひます。

BEPS とは日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの 2 国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応を目的とした国際的な取組みをいひます。

行動計画 7 では、その中でも事業所得にかかわる課税権の判断の基準となる恒久的施設の概念について、租税回避防止の観点から修正を加えることを目的としています。

### 恒久的施設とは

恒久的施設(PE: Permanent Establishment、中国語で“常设机构”)とは、一般に「外国企業(非居住者)が当該国国内に設立した、事業のすべてまたは一部を行う場所」を意味します。複数国に跨る取引を行うに際して、企業の収益に対しどの国が課税権を持つのかという問題を解決するための概念が恒久的施設であり、「PE なければ課税なし」という国際的事业所得課税におけるもっとも重要なルールの一つとなっています。

PE の概念には、原則的な固定的場所を有するいわゆる物的 PE 以外に、代理人 PE や役務提供 PE のようないわゆる人的 PE があります。

### PE の判断基準

このように重要な概念であることから、国際税務においては PE の判断について厳格な基準を設けています。

#### 固定的場所を有する恒久的施設

以下のような事業を行う一定の場所を有する場合には、PE を有するものとされます。

- (a) 事業の管理の場所
  - (b) 支店
  - (c) 事業所
  - (d) 工場
  - (e) 作業場
  - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 但し、以下の場合は除かれます。

- a. 保管、展示、配送のためのみの施設利用
- b. 保管、展示、配送のためのみの財貨保管
- c. 外注加工のための財貨保管
- d. 財貨購入、情報の収集のための施設維持
- e. 準備、補助的活動のための施設維持
- f. 上述の活動の組合せのための施設維持

### 代理人 PE

固定的施設を有しない場合であっても、一般に、企業に代わって行動する者が次のような活動を行う場合には、PEを有するものとされます。

- (a) 当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。
- (b) 専ら又は主として当該企業のため又は当該企業及び当該企業を支配し若しくは当該企業に支配されている他の企業のため、反復して注文を取得すること。

租税条約によっては、これらの代理人以外の在庫保有代理人、購買代理人については PE とされる場合があります。また、一般に、独立の地位を有する代理人については PE として認定されることはありません。

### 役務提供 PE

役務提供 PE とは、一般に、外国企業が他方の締結国内において使用人その他の職員(独立の地位を有する代理人を除く)を通じて役務を提供する場合に、このような活動が単一のプロジェクトまたは複数の関連プロジェクトについて12ヵ月の間に合計6ヵ月を超える期間行われるときに限り、PEを有するものとされます。

### 恒久的施設の概念の修正

上述のような厳格な判断基準を逆手に取ることにより、PEとして認定されることを形式的に回避する企業が後を絶たないことから、行動計画7においては、このような恒久的施設の概念について、具体的に以下のような修正を行うことが求められました。

BEPS 行動計画 7	MLI 第 4 章	OECD MTC
1. 代理人 PE の範囲の修正	第 12 条	第 5 条
2. PE の例外とされる準備的・補助的活動	第 13 条	第 5 条
3. 契約分割による建設(役務提供)PE 認定回避への対応	第 14 条	第 5 条
4. 企業と密接に関連する者の定義	第 15 条	第 5 条

行動計画7の内容はOECD MTC 第5条に反映され、これらについてMLI 第4章において第12条から第15条において規定が設けられています。

今回はこの中で具体的にMLI 第12条の規定についてみていきたいと思いをします。

①1項(代理人 PE の範囲)

OECD モデル租税条約第5条5項をもとに、次のように規定されています。

恒久的施設を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、2の規定が適用される場合を除くほか、対象租税協定の一方の当事国内において企業に代わって行動するものが、そのよう行動するにあたって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の当事国内に PE を有するものとする。但し、当該活動が当該企業により当該一方の当事国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、当該対象租税協定に規定する PE の定義に基づいて、当該事業を行う一定の場所が PE を構成するものとされない場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

ここでは、企業に代わって反復的に契約を締結するだけでなく、そのために主要な役割を果たす場合にも代理人 PE とされることが規定されています。

②2項(独立の代理人)

OECD モデル租税条約第5条6項をもとに、次のように規定されています。

1の規定は、対象租税協定の一方の当事国内において他方の当事国の企業に代わって行動する者が、当該一方の当事国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。

ここでは、独立の代理人の判断において、企業と密接に関連する者が除かれることが規定されています。

③3項(適用対象)

ここでは、既存の租税条約に代理人 PE にかかわる記述がある場合に、第1項の適用がなされることが、また、独立の代理人にかかわる記述がある場合に、第2項の適用がなされることが規定されています。

④4項(留保)

ここでは、条項全体の適用留保が認められるものとされています。

⑤5項及び6項(通告)

5項及び6項では、それぞれ1項(代理人 PE)及び2項(独立の代理人)の適用について通告との関係において示されています。

第4項にかかわる留保を行っていない締約国は、各租税条約における代理人 PE 及び独立の代理人にかかわる記述の有ること及び当該条項と段落について通告を行い、すべての締約国が通知をした場合にのみ、第1項及び2項の適用がなされる旨が規定されています。

## 日本における適用状況

日本は第12条の適用を選択するとともに、35か国及び地域との租税条約について第5項及び第6項に基づく通告を行っています。

## 中国における適用状況

中国は第12条の適用を留保しています。

## 日中間における適用状況

以上の内容より、日中間においては、形式的にはMLI第12条の適用はないものといえます。しかしながら、MLI第12条のような解釈は既にOECD MTCに反映されており、かつ、中国においては国家税务总局关于印发《〈中华人民共和国政府和新加坡共和国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定〉及议定书条文解释》的通知(国税发[2010]75号)第5条5項において、同様の解釈が示されています。(当該解釈については、中国シンガポール間租税条約以外の租税条約についても相違する規定を有しない限り、同様に適用されるものとされており、日中租税条約における代理人 PE にかかわる規定は同様のものとなっています。)

日中間の企業活動においても、MLIの規定に従った適用がなされるものと予想されます。

このように、国際的な事業活動を実施する企業においては、契約の締結自体は行わないものの専属に近い形での代理人や商社を使用することにより販売を行っている企業等については影響を受ける可能性があることから、事前に各地における拠点及び代理人の活動内容についての調査確認による十分な準備が必要になるものと考えられます。

最後に、これから迫りくる BEPS という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができればと幸甚と考えております。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

**望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー**  
**東京公認会計士協会租税委員会委員**

**IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)**

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年3月)

■ ニュースフォーカス No.4 2019

グレーターベイエリア発展計画概要

[http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/910\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/910_ext_02_0.pdf)

業務開発室

■ MUFG BK 中国月報 第157号(2019年3月)

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0js9v74h4f4H1d9e5790Id0js9v8qtxp8>

国際業務部

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/3/13

<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0jt8axqtgnxH08c94e0eId0jt8b03ek4t>

国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室

北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214